

徳之島モビリティ人材・組織育成支援業務 仕様書

1. 目 的

本業務は、徳之島町（以下、「本町」という。）における持続可能な地域公共交通を実現するため、地域の司令塔として重要かつ多岐にわたる役割を担えるよう、専門人材の育成および組織体制の構築を支援することを目的とする。具体的には、モビリティデータの活用能力向上、効率的な地域交通への見直しを含む企画・立案機能の強化、ならびに交通事業者や地元住民等の関係者との合意形成・調整を円滑に進めるための体制づくりを目指す。

2. 事業実施期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）

3. 事業内容

受託者は、本業務の目的達成に向け、専門的知見及びノウハウを活用し、効果的な手法を提案のうえ実施するものとする。

（1）交通現況調査（事前調査分析業務）

① 住民及び地域内交通事業者に対してアンケート及びヒアリング調査を実施し、需要・供給それぞれの現状を再整理する。あわせて、乗降実績等のモビリティデータを活用した分析を行い、交通空白等の課題を定量的に把握する。

② 整理・分析した結果は、後述の勉強会・ワークショップにおける題材として活用する。各種データは、本町が保有する既存の調査結果・運行データ等を基本とする。

（2）勉強会の企画・運営（2回）

交通空白解消の制度や先進事例の取組を体系的に学習する勉強会を企画・運営する。行政職員のデータリテラシー向上及び交通事業者・異業種関係者の知見習得を図る。

（3）フィールドワーク（先進地視察）の企画・運営（1回）

「徳之島町でならどのように実装するか」を考えることを目的として、交通取組の先進地への視察を企画・運営し、運行スキーム・運営体制・効果検証手法・住民への浸透手法、ドライバー確保や車両確保のノウハウ等を学ぶ。視察先は本町と協議のうえ決定する。また、視察先との調整・受入依頼は受託者が行うものとし、交通費等の各種経費は委託費内に含めるものとする。

（4）ワークショップの企画・運営（3回）

異業種従事者を含む多様な主体との意見交換及び協働体制の促進のため、町の課題を分析し改善案を立案するワークショップを複数回に分けて企画・運営する。分野横断的な議論を通じ、交通事業者・住民・異業種間の利害調整を担うコーディネーター人材を育成する。改善案の優先度付けを行い、徳之島地域公共交通活性化協議会への提言を目標

とする。各回の想定内容は次のとおり。

1 回目：事業概要説明、交通現況調査の結果を踏まえた町の交通課題についての意見交換

2 回目：フィールドワークの視察結果を踏まえた、町内での取組事項の検討・議論

3 回目：町内での取組事項のとりまとめ

※各プログラムは対面開催を基本とし、講師等の事情によりオンライン併用とする場合は事前協議のうえ決定する。フィールドワークは現地視察とする。

※ 各コンテンツの参加者は、町職員（交通分野以外を含む）、交通事業者、地域住民、他業種関係機関（飲食・医療・福祉・宿泊業・商業・観光事業者等）、島内他 2 町の行政職員を想定する。

※ フィールドワークについては、具体的な視察先・移動手段・宿泊の可否・行程・必要経費等の計画を含めて提案すること。

※ 各回の具体的なテーマ・連続性、開催時期、参加人数等の計画について、提案すること。

（５）プログラムの制作・実施

① 講師及びワークショップのファシリテーターの調整・手配、資料等の制作、必要な設備・機材の確保・手配、並びに必要なスタッフの手配等を実施する。会場の予約や機材確保、各企画の司会進行については、本町と相談のうえ、町に依頼することも可能とする。

② 講師依頼の際は、本業務の趣旨（データに基づく企画立案、行政・事業者・住民・他業種の協働、島内他町との連携）を踏まえて選定し、事前に本町と協議したうえで確定する。

（６）報告書作成及び地域公共交通計画改定案の作成支援

① 交通現況調査、勉強会、フィールドワーク及びワークショップの結果を踏まえ、優先的に取り組む交通課題及びその対応策（デマンドバス等のサービス改善、運行時間帯の見直し、他業種資源の活用、MaaS をはじめとした新たな交通サービスの導入等を含む）を検討し、方針・方向性を具体化する。

② ワークショップで整理した取組事項及び課題の優先度を、徳之島地域公共交通活性化協議会へ提言できる形にとりまとめる。役割分担、提言の構成、記載項目、庁内・地域での合意形成の進め方等は、本町と協議のうえ決定する。

（７）事務局・受講者サポート体制の構築・運営

① 事務局は受託者の事業所内に設置し、迅速に対応できるスタッフを配置すること。

② 質問・サポートの窓口は、メール・電話等の手段で実施し、つながりにくいといった事態が生じないよう、適切な対応時間及び人数で運営すること。

（８）広報の企画・提案・実施

勉強会・ワークショップ等について、交通事業者・地域住民・他業種関係者の参加促進

のため、効果的な広報施策を企画・提案・実施する。チラシ・案内文書による広報を行う場合の制作時期、デザイン、枚数、配布先については、本町と協議のうえ実施する。

4. 成果品

本業務に基づく次の成果品を求める。成果品の納入は、業務の期間内に行うこと。

- ・委託業務終了後に実績報告書を提出すること（様式任意）
- ・上記事業内容のデジタルデータ一式
- ・事業検討の際に使用した資料データ
- ・その他関係書類

5. 留意事項

- ・受託者は、本業務を行ううえで得られた情報を許可なく第三者に開示してはならない。
- ・納入する成果品について全ての著作権（著作権法第21条から28条までをいう）を譲渡すること。ただし、本業務開始前に受託者が所有する著作権及び第三者により提供されるコンテンツ、プログラム等にかかる著作権等についてはこの限りでない。
- ・受託者は著作人格権を行使しないこと。
- ・事業検討の際に使用した資料データに第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、該当著作物の使用に関する費用の支払いを含む一切の手続きを受託者が行うものとする。
- ・受託者は、本事業を円滑に進めるために、委託者と綿密な連携を保ちつつ作業を進めるものとする。なお、本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり必要となる事項については、その都度委託者と十分協議した上、その指示に従うとともに、受託者は実施状況の報告を求められた場合は、適宜これに対応する。